

## 令和7年3月愛荘町議会定例会会議録

令和7年3月21日（金）午前9時00分開議

### 議事日程（第4号）

- 日程第 1 議案第 4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
  - 日程第 2 議案第 6号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例
  - 日程第 3 議案第 8号 愛荘町こども家庭センター設置条例
  - 日程第 4 議案第15号 令和7年度愛荘町一般会計予算
  - 日程第 5 議案第16号 令和7年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
  - 日程第 6 議案第17号 令和7年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
  - 日程第 7 議案第18号 令和7年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
  - 日程第 8 議案第19号 令和7年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
  - 日程第 9 議案第20号 令和7年度愛荘町下水道事業会計予算
- 

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9

~~~~~

- 追加日程第 1 同意第14号 愛荘町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第 2 議案第22号 愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 3 議案第23号 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 4 議案第24号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 5 議案第25号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 6 議案第26号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 7 議案第27号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

追加日程第 8 議案第 28 号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

追加日程第 9 議案第 29 号 愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例

追加日程第 10 議案第 30 号 契約の締結につき議決を求めることについて

追加日程第 11 議案第 31 号 契約の締結につき議決を求めることについて

追加日程第 12 議案第 32 号 契約の締結につき議決を求めることについて

追加日程第 13 議案第 33 号 契約の締結につき議決を求めることについて

追加日程第 14 議案第 34 号 令和 6 年度愛荘町一般会計補正予算（第 11 号）

追加日程第 15 議案第 35 号 令和 6 年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 6 号）

追加日程第 16 議案第 36 号 令和 7 年度愛荘町一般会計補正予算（第 1 号）

~~~~~

追加日程第 1 議提第 2 号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について

追加日程第 2 議提第 3 号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について

追加日程第 3 議提第 4 号 広報常任委員会閉会中の継続調査について

追加日程第 4 議提第 5 号 議員派遣について

---

### 出席議員（14名）

1番 久保田 正利君 2番 小菅久宣君

3番 中川喜代和君 4番 澤田源宏君

5番 村西作雄君 6番 村田定君

7番 上田太治君 8番 高橋正夫君

9番 外川善正君 10番 河村善一君

11番 瀧すみ江君 12番 竹中秀夫君

13番 辰己保君 14番 森野隆君

---

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 有村国知君 副町長 杉本甚治郎君

教 育 長

企画政策監兼みらい創生課長事務取扱  
兼給付金・定額減税一括支援事業推進室長事務取扱  
福祉政策監兼健康推進課長事務取扱  
兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱

経 営 戰 略 課 長

人 権 政 策 課 長

福 祉 課 長

住 民 課 長

建設・下水道課長

図 書 館 長

徳 田 寿 君

西 川 傳 和 君

木 村 美 紀 君

田 中 孝 幸 君

藤 野 知 之 君

小 林 充 周 君

楠 真 二 君

羽 田 順 行 君

三 浦 寛 二 君

教 育 次 長

兼教育振興課長事務取扱

総 務 政 策 監

兼会計管理者

産 業 政 策 監

兼商工観光課長事務取扱

行革・DX推進室長

兼公共施設最適配置推進室長

くらし安全環境課長

子 ど も 支 援 課 長

農 林 振 興 課 長

生 涯 学 習 課 長

兼国スポ・障スポ開催推進室長

陌 間 秀 介 君

生 駒 秀 嘉 君

北 川 三 津 夫 君

久 保 川 瑞 穂 君

山 本 拓 也 君

増 居 志 穂 君

阪 本 崇 君

水 谷 徹 也 君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長 森 ま ゆ み

書 記 伊 谷 一 真

開議 午前9時00分

### ◎開議の宣告

○議長（森野 隆君） 皆さん、おはようございます。着座にて失礼いたします。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（森野 隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎議案第4号、議案第6号、議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第1、議案第4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第2、議案第6号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例、日程第3、議案第8号 愛荘町こども家庭センター設置条例は、教育民生常任委員会に付託し、審査が行われ、報告書が提出されています。

教育民生常任委員会の審査報告を求める。教育民生常任委員会、竹中委員長。

〔教育民生常任委員長 竹中秀夫君登壇〕

○教育民生常任委員長（竹中秀夫君） 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員会委員長報告を行います。

令和7年3月21日愛荘町議会議長、森野 隆様。教育民生常任委員会委員長、竹中秀夫。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。議案第4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を原案可決。議案第6号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例を原案可決。議案第8号 愛荘町こども家庭センター設置条例を原案可決。

2、審査経過。3月10日に教育民生常任委員7名の出席のもと、慎重に審査しました。

愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑の主なものは、県統一保険料額に近い市町と統一額に達している市町について。県統一保険料額に関する平均額の所帯の条件について。人間ドックの受診等助成についてであります。討論は反対討

論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で、議案第4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の質疑はありませんでした。また、討論についてもありませんでした。採決の結果、全員賛成で、議案第6号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

最後に、愛荘町こども家庭センター設置条例の質疑の主なものは、地域における子供の見守りについて。こども家庭センターでの相談対応の周知について。子育て支援に関わる地域資源について。関係部署の連携についてであります。討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で、議案第8号 愛荘町こども家庭センター設置条例は、原案のとおり可決しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（森野 隆君）** 以上で委員長報告を終わります。

議案第4号、議案第6号、議案第8号の委員長報告に対する質疑、討論、採決はそれぞれ行います。

初めに、議案第4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。議案第4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対を表明します。

討論は、議案第4号 愛荘町国民健康保険税条例の改正提案は、基礎課税分（医療分）を引き上げるもので。

1年前に医療分、支援金分、介護納付金分の介護納付金均等割以外は全て引き上げ、据置きでした。平等割は据置きで、均等割では1人3,500円の引上げとなり、世帯負担は所得割の引上げ分が加算されます。加えて、均等割は人数分加算となり、大きな負担となっていました。

議案第4号では、所得割を6.11%から6.56%に引き上げる提案です。1年前の3月までは5.91%でしたから0.65%の引上げです。均等割は2万4,000円

を2万7,000円に、令和6年3月までは2万3,000円でしたから4,000円アップです。1.17%アップ。

国保加入者は低所得者が多く、僅かの引上げが暮らしを追い詰められるのです。国保税の基本額が引き上げられ、可処分所得は下がるばかりです。低所得者には軽減措置を適用されるとはいえ、税負担は増えるのです。

健康保険証は命のお守りです。しかし、可処分所得が増えない中で、負担が増えれば、税を払いたくても払えない被保険者を増やすことになります。国保財政の悪循環をつくるだけではないでしょうか。

また、国保税に追い詰められることは命を削ることにつながり、高額医療の適用者が増えることに結びつき、この点でも国保財政に悪循環をもたらします。国保税は、協会けんぽなどに比べて約2倍の負担になっています。その負担を軽減するためにも、所得のない未就学児はもとより、就学児への均等割賦課を直ちに廃止することを呼びかけて、反対討論といたします。

**○議長（森野 隆君）** ほかに討論はありませんか。10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** 10番、河村善一です。

議案第4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

今回の令和7年度からの国民健康保険税の税率改正は、昨年に引き続き、滋賀県より示された納付金及び標準保険税率に基づき、令和9年度の保険税水準の統一を目指した引上げとなっています。愛荘町の国民健康保険事業の運営に関する協議会では、滋賀県から示された標準保険料率をはじめ、国保事業特別会計の運営状況等と総合的に判断されて答申されたものと伺っております。

今回の引上げについては、国保運営協議会の答申を尊重し、令和9年度の保険税水準の統一を見据え、急激な保険税の増加により被保険者の負担にならないよう、基金を活用した引上げとなっております。国民皆保険制度の最後のとりでと言われる国民健康保険、その財政の健全な運営を維持するためには、税率の引上げはやむを得ないものと考えます。

以上のことから、私は今回の国民健康保険税条例の一部改正について賛成するものです。議員各位におかれましても、改正趣旨に御理解を頂き、賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（森野 隆君） これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立多数です。よって、議案第4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。これより議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立全員であります。よって、議案第6号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 愛荘町こども家庭センター設置条例の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。これより議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成

の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森野 隆君） 起立全員であります。よって、議案第8号 愛荘町こども家庭センター設置条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第4、議案第15号 令和7年度愛荘町一般会計予算は、予算・決算特別委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。予算・決算特別委員会の審査報告を求めます。予算・決算特別委員会委員長、高橋委員長。

[予算・決算特別委員会委員長 高橋正夫君登壇]

○予算・決算特別委員長（高橋正夫君） 予算・決算特別委員会委員長報告を行います。

令和7年3月21日、愛荘町議会議長、森野 隆様。愛荘町予算・決算特別委員会委員長、高橋正夫。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。議案第15号 令和7年度愛荘町一般会計予算を修正議決すべきものと決定。

2、審査経過。3月12日に駐車場整備に係る集中審議、総務産業建設部門、3月13日に民生教育部門の詳細な説明と質疑を行いました。

質疑の主なものは、集中審議では、駐車場整備工事予算の内訳について。予算を抑えるための協議について。駐車場整備の必要性について。庁舎周辺全体を見渡した住民主体の駐車場について。EVスタンドの設置について。駐車場出入口について。駐車場から庁舎への町道の横断について。交通安全対策としての町道のカラー舗装について。役場前の町道の廃止についてなどの質疑がありました。

総務部門では、人材派遣業務委託料の減額について。軽自動車税の滞納繰越しについて。行政情報システムクラウドとガバメントクラウドについて。愛の郷複合施設の概略設計について。近江鉄道管理機構負担金の活用について。町制20周年記念自治会協賛事業について。山火事に対する町の対策について。山川原グラウンドの土の入替え工事についてなどの質疑がありました。

産業建設部門では、交通安全対策について。町道市栗田線の待避所設置工事について。ブロック塀の解体補助について。ふるさと納税額の増加の要因について。湖東三山館あいしょう、中山道愛知川宿街道交流館について。新規就農者育成総合対策事業補助金について。農地集積協力金交付金についてなどの質疑がありました。

民生部門では、保育士等確保対策事業について。保育園における育児休業退園について。子育て支援アプリの導入について。乳児の1か月健診について。後期高齢者医療の健康診査について。愛の郷いきいきセンター管理業務委託料の根拠について。災害時要配慮者支援事業についてなどの質疑がありました。

教育部門では、学力向上に向けた事業について。フリースクール等、民間施設利用児童生徒支援補助金について。部活動の地域移行について。校内教育支援センターの支援員配置の状況について。国スポ・障スポに対する地域の機運醸成について。公民館の解体に向けた道筋についてなどの質疑がありました。

質疑終了後に、竹中委員より、議案第15号 令和7年度愛荘町一般会計予算に対する修正動議があり、所定の賛成者がありましたので成立しました。

修正案の内容は、本庁舎駐車場整備工事1億3,500万円を減額するものです。

修正案に対する質疑の主なものは、砂ほこりに対する影響を踏まえた対応についての質疑がありました。

討論は、原案賛成討論が1件、原案反対討論が1件、修正案反対討論が1件、修正案賛成討論が2件ありました。修正案の採決の結果、起立多数で、議案第15号 令和7年度愛荘町一般会計予算に対する修正案を可決しました。また、修正議決した部分を除く原案の採決の結果、起立多数で、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（森野 隆君）** これで委員長報告を終わります。

これより議案第15号 令和7年度愛荘町一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。委員長の報告は修正議決すべきものです。討論の順番は、まず原案賛成者、次に原案反対者及び修正案反対者、次に原案賛成者、次に修正案賛

成者、そして最後に、ほかに討論ありませんかということで進めてまいります。

まず、原案賛成者の発言を許します。討論はありませんか。2番、小菅久宣君。

**○2番（小菅久宣君）** 2番、小菅です。

議案第15号 令和7年度愛荘町一般会計予算について、賛成討論を行います。

令和7年度当初予算は、第2次愛荘町総合計画に基づき、将来のありたい姿を実現に向けた未来志向のまちづくりに取り組むため、町の重点戦略である「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」の3つの柱を軸に、当町が重視するテーマを導き、検討を重ねられた上、重点的に取り組む施策や事業の予算を配分されています。

具体的に、次代を担う人づくりにおいては、「子ども、若者」、「健康」、「活躍」への投資をテーマに、子供を安心して産み育てる環境整備に加え、キャリア教育を推進することで、子供たちが生涯にわたって必要な生きる力、養う教育を充実し、子供たちの健全な養いを資する施策が実施されています。

また、誰もが活躍できる「しごとづくり」においては、「人流」、「スタートアップ」への投資をテーマとし、持続的な魅力的な地域づくりとともに、交流人口から多様な形、本町の持続的に関わる関係人口への発展する取組を進め、地域おこし協力隊等の多様な人材による起業等を持続するとともに、地域の人材の活躍により地域活力の向上に資する施策が推進されています。

未来を先取りする活力ある「まちづくり」においては、「安全安心」、「社会基盤」、「DX」への投資をテーマとし、令和7年度は町制施行20周年の節目としての「きずな」をテーマにした記念式典などの開催をされるとともに、国スポ・障スポ2025の大会を成功に向けた町一丸となった事業や町の認知度、魅力度を高める新たな人の流れをつくるなども積極的に行われようとしています。

また、公共事業の更新事業として、学校給食の安心安全かつ安定的な提供をするための給食センター、厨房機器の更新事業、地域の読書拠点、情報拠点として図書館機能を充実を図るための図書館長寿命化、LED化の事業、空調設備の更新を行うラボール秦荘いきいきセンター等空調機器改修事業なども実施されます。

さらに、地域の防犯、防災力向上や行政サービスの充実に向けたデジタル創出を着実に進めるため、施策も取り組まれます。

歴史的な物価高騰の影響が長期間継続し、厳しい財政状況の中、最少の経費で上質の行政サービスの提供する経営的視点に立ち、10年後めざすまちの姿、「愛着と誇り」。

人とまちが共に輝くみらい創生のまち。」の着実な推進を図ろうということが確認できました。この当初予算を有効に生かすために、今後、建設的な議論を活発に行い、住民目線によるまちづくり、将来の子供たちのためのまちづくりを遂行していく必要がります。

最後に、引き続き適正な予算管理と執行に努めていただきますよう、よろしくお願ひいたします。議員各位におかれましては、本町予算への御賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

**○議長（森野 隆君）** 次に、原案反対者及び修正案反対者の発言を許します。

討論はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江。私は、議案第15号 令和7年度愛荘町一般会計予算原案に対して反対を表明します。

議案中には、新規事業でいうとフリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金や帯状疱疹ワクチン予防接種、1か月児健診委託事業などの町民の利益につながる保健、福祉、教育、防災などに関わる事業がたくさんあります。それらに対しては賛成します。

しかし、議案には3自治会に拠出されているコミュニティづくり推進事業補助金、部落解放・人権政策確立要求郡実行委員会負担金など、同和関連予算が相変わらず毎年計上されています。拠出根拠のない同和関連予算を廃止すべきです。差別のない平等な町になるために、地域総合センターを地域に譲渡することを提案します。

また、戸籍住民基本台帳事業では、戸籍法の一部改正に伴い、戸籍への振り仮名対応が開始となることから、振り仮名の届出に係る相談や事務処理を行うためのパートタイム会計年度職員1名分とマイナンバーカード交付事務専任の2名のパートタイム会計年度職員の報酬などの予算が計上されています。

戸籍法の起債事業に氏名の振り仮名を追加し、今後生まれてくる子の名前は一般に認められている読み方に限定しています。この内容は、2023年6月に成立した番号法等の一部を改正する法律の中で定められました。マイナンバーカードの利用拡大を目的とするもので、マイナ保険証を強要するために保険証廃止を決めたのと同時に定められました。昨年の12月に紙の健康保険証の発行は廃止されました。

しかし、国民の運動で、マイナ保険証を持たない人全員に同じ形状の資格確認証が送付されるようになりました。改めて紙の健康保険証の復活を訴えます。

令和7年度予算には、庁舎等管理事業で、駐車場整備1億3,500万円、愛の郷複合施設概略設計業務委託料750万円、つくし保育園空調設備改修工事700万円、図書館施設改修工事3億7,537万5,000円、給食センター施設改修工事1億7,605万5,000円と、合計7億円もの大きな公共施設の設計業務委託と工事費が計上されています。大きな負担であり、町民の立場に立って優先順位をつけて歳出を抑えることが必要と考えます。

愛の郷複合施設概略設計業務委託料750万円の計上は、町民とも議会とも具体的に協議することもなく、複合施設化を強引に進める行政の姿勢を批判します。それは庁舎等管理事業で、駐車場整備1億3,500万円の予算計上とも連動しています。この2つの事業は、何が何でも進めるのではなく、もっと議会と行政が共に協議して、時間をかけて慎重に納得のいく方向性を考えることが必要であることを訴えまして、反対討論といたします。

○議長（森野 隆君） 修正案反対者、討論ございませんか。6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 6番、村田 定です。議案第15号 令和7年度愛荘町一般会計予算修正案に反対の討論をします。

土地面積6,650平米のアスファルト舗装の必要性です。

1点目、耐久性の向上と維持管理の容易さの観点から、舗装することで、地面の浸食や陥没を防ぎ、長期間安定した利用が可能になり、定期的な補修や清掃がしやすくなり、管理コストが抑えられます。

2点目、利便性と快適性の向上から、雨天時のぬかるみや砂ぼこりの発生を抑え、歩行者や車両が快適に利用でき、明確な区画線の設置により、駐車のしやすさが向上し、混雑やトラブルを防げます。

3点目、安全性の向上面では、舗装することで段差が解消され、凹凸が少なくなり、歩行者の転倒リスクや車両の事故を軽減することができる。

4点目、雨水の排水性が向上し、水たまりの発生を抑え、環境対策と、景観の向上につながる。

5点目、本庁舎前の駐車場が整備されていることで、訪問者に対する利便性、公的機関としての信頼性が向上し、公共施設としてのサービスの向上につながる。

6点目、災害時の避難場所や緊急車両の待機スペースとしての活用ができ、地震や水害の際に、一時避難所や救急活動の拠点として機能することができる。また、夜間

照明による防犯効果もあり、周囲の治安向上につながる。

7点目として、防災訓練や、66かまど祭などのフリーマーケット、地域イベントの開催場所として活用し、地域活性化と環境改善につながる。

以上、駐車場整備工事、アスファルト舗装の必要性を申し上げ、修正案に反対する立場から反対討論とします。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） 次に、原案賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、修正案賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 議案第15号 令和7年度愛荘町一般会計予算修正案に賛成する討論を行います。

私は修正案に賛成する立場から、本庁舎駐車場を設置すること自体については、その必要性を理解し、必ずしも否定するものではありません。

しかしながら、今回の整備工事に係る費用は1億3,500万と非常に高額であり、現時点においてこの予算の根拠の説明も曖昧で、妥当性に大いに疑問が残ります。限られた財源の中でより効果的かつ合理的な支出を行うことが求められる中、駐車場整備事業においても、より低コストで実施可能な費用の精査、調整を見直す余地は十分あると考えます。つきましては、予算の再検討を強く強く要望し、修正案に賛成いたします。

議員各位におかれましても、慎重な御判断のもと、御賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、討論といたします。

○議長（森野 隆君） ほかに討論はありませんか。7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 7番、上田でございます。

ただいま、舗装工事については、修正案の賛成討論がございましたので、それについては私も賛成ですし、具体的には申し上げませんが、そのほかについても事例を挙げて、反対の討論をさせていただきます。

まず、総務費の合特事業の中で、町広報の配布について、委員会の中で、一部につき1,210円で委託をしているという案がありました。そのことについて、各戸、一般の家庭は何戸あって、それはどのようにしているのかという具合に尋ねたところ、

主幹は約6,300戸あって、同じくその分は総務費の自治振興費で出しているという具合におっしゃいました。

これについては、役員さん、自治振興というのは、単なる町の広報を配るだけでなしに、町内の見回りや年末の美化運動、また河川の清掃等、いろんな多岐にわたる事業をしているわけですけども、同じように広報の配布費として出しているということであれば、そのようなことはしなくてもいいということになってしまいます。

また、空き家対策で大変な予算を使っているわけですけども、新しく空き家に住んでもらうための一番大切な仕事といいますか、事業は、空き家に住む人を探すことです。その探す仲介業者がたった3社しかなく、しかも2社は、同族会社、奥さんと主人が社長を務めている町外の会社であります。しかも、その奥さんは町職員のOBであります。そのようなところに貴重な町税を使うことには、とてもやないが納得ができません。

また、教育部門についても、委員会の中で、教育長は教育の、学力の振興は時間をかけないと難しい。愛荘町の小中学生の学力が、滋賀県下、最下位であります。それはもうずっと長くから最下位もしくはかなり低レベル、下から何番目、ワースト何とかで数えておられるわけですけども、もうこれについてはせっぱ詰まった緊急的な対応をしないかん事業であると思うにもかかわらず、これについての予算措置はなされていない。予算はつけなくともできるんだと力強くおっしゃっていました。私は、長らく教育長がおられなかった中で教育長が新しく選任され、一生懸命努力をされているということは十分認めますが、やはり小中学生の学力の向上のための特別な対策や予算をつけて向上を図るべきだと強く思います。

また、図書館についても、図書館の雑誌購入費、雑誌だけでなし、書籍も含めてですけども、購入費は、常に秦荘図書館は愛知川図書館の半分以下であります。特に雑誌は生ものでありますので、早く見なければ、次の号まで待っていれば意味がないわけです。秦荘図書館には、最新号は中になりますって書いています。そのような施策で、十分な読書、図書館利用が促進されているのか、大変疑問に思います。

また、現在構想中であります山川原地先の問題につきましても、早く決着をつけなければならない問題であります。同和対策事業は、ほとんどの市町村がもう既に終わっておられます。愛荘町も残った事業を早く片づけなければ、一日も早く終わらなければならない緊急の課題だと思っておりますが、これについては裁判で負けたら工事

費の負担が発生します。裁判で勝てば、損害賠償費とさらに工事の負担が発生します。少なくとも、工事費については予算を計上すべきであります、それについての計上はありません。これは業者だけでなく、早く解決してほしい、早く工事をしてほしいと思っておられる山川原地区の人にとっても信頼を損ねる予算であると思います。

以上の点から、私は修正予算及び本予算を反対をします。皆さんの御同意をよろしくお願ひいたします。

申し訳ございません。採決で分かれますのであれですけども、修正予算には賛成します。その後の全体、修正された予算に対しても反対をいたしますので、御同意をよろしくお願ひいたします。

**○議長（森野 隆君）** これより議案第15号 令和7年度愛荘町一般会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は修正です。まず、委員長の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（森野 隆君）** 起立多数です。よって、委員会の修正案は可決されました。次に、ただいま修正議決した部分を除く原案を採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（森野 隆君）** 起立多数です。よって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（森野 隆君）** 日程第5、議案第16号 令和7年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、総務産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。

総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、村西委員長。

〔総務産業建設常任委員長 村西作雄君登壇〕

**○総務産業建設常任委員長（村西作雄君）** 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和7年3月21日愛荘町議会議長、森野 隆様。総務産業建設常任委員会委員長、

村西作雄。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。議案第16号 令和7年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を原案可決。

2、審査経過。3月7日に総務産業建設常任委員会委員7名の出席のもと、審査を行いました。

質疑の主なものは、小集落地区改良工事事業の終了の見通しについて。残地面積についてであります。討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で、議案第16号 令和7年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（森野 隆君）** 委員長報告を終わります。

これより議案第16号 令和7年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 討論なしと認めます。これより議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（森野 隆君）** 起立全員であります。よって、議案第16号 令和7年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号～議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（森野 隆君）** 日程第6、議案第17号 令和7年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算、日程第7、議案第18号 令和7年度愛荘町後期高齢者医療事業特

別会計予算、日程第8、議案第19号 令和7年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。教育民生常任委員会の審査報告を求めます。教育民生常任委員会、竹中委員長。

〔教育民生常任委員長 竹中秀夫君登壇〕

○**教育民生常任委員長（竹中秀夫君）** 教育民生常任委員会委員長報告を行います。

令和7年3月21日、愛荘町議会議長、森野 隆様。愛荘町教育民生常任委員会委員長、竹中秀夫。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1、審査結果。議案第17号 令和7年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算を原案可決。議案第18号 令和7年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算を原案可決。議案第19号 令和7年度愛荘町介護保険事業特別会計予算を原案可決。

2、審査経過。3月10日に教育民生常任委員7名の出席のもと、慎重に審査をいたしました。

国民健康保険事業特別会計の質疑の主なものは、保険者の努力支援金が減額していることについてであります。討論は反対討論が1件、賛成討論1件がありました。採決の結果、起立多数で、議案第17号 令和7年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の質疑の主なものは、マイナ保険証の利用率について。出産育児一時金支援についてなどであります。討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で、議案第18号 令和7年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

最後に、介護保険事業特別会計の質疑の主なものは、第9期介護保険事業計画の施策について。1人所帯への町の支援について。認知症フォーラムの新たな取組についてであります。討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で、議案第19号 令和7年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○**議長（森野 隆君）** これで委員長報告を終わります。

議案第17号、議案第18号、議案第19号の委員長報告に対する質疑、討論、採

決はそれぞれ行います。

初めに、議案第17号 令和7年度愛荘町国民健康保険事業特別会計の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。議案第17号 令和7年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算について反対を行います。

同予算は、令和7年4月1日からの国民健康保険税医療分の引上げが伴い、この予算が計上されています。国保加入者は減ってきてています。すなわち、国保会計を維持するのに負担が増えていくという悪循環をつくっています。こうした中で、この国保税は県統一水準に合わせる措置を講じ、なお一層の負担を押しつけてくるというふうに推察できます。

当局は今回の条例改正で、県統一税の約30%と言っています。同時に、今年度に目指す保険税での到達率は約80%とも回答をしています。所得割を80%の到達で見た場合、所得割は6.56%が8.2%に上がります。また、均等割、1人ですが、この点では2万7,000円が3万3,750円になります。平等割は世帯に課税するもので、これが1万8,000円から2万2,500円と上がります。1世帯で、夫婦と子1人の加入家族、ここで計算をいたしますと、課税所得金額100万円の場合で計算しますと、約20万5,000円になります。

まさに現行の1.3倍に跳ね上がるという推計が出ました。独り親や年金生活者に軽減措置があるとはいえ、基本額が引き上げられるために大きな負担になることは間違いないありません。国保税の毎年の引上げは、僅かな収入が増えても可処分所得が減り続けることになっています、この計算上。よって、払いたくても払えない健康保険制度になっていくという、こうした状況になります。

払える国保税への対策の1つとして、私は一貫して主張している子への課税を廃止すること。町の政策として支援をすることで、一般財源からの国保会計への繰入れには該当はしません。こうした知恵を出して、国保加入者への軽減、負担を軽くしていく、こうしたことが行政に求められています。国民健康保険制度が国民皆保険制度の最後のセーフティーネットの役割と言いながら、実際は命さえ守れない。まさに制度

あってサービスなしの最悪の制度になっていることを厳しく批判して、反対討論いたします。

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 10番、河村善一。議案第17号 令和7年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算の承認に賛成する立場から討論を行います。

国保制度は平成30年4月から滋賀県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担っています。市町は県から示された標準保険料率を参考に保険税率を決定し、賦課徴収を行うほか、資格管理、地域に密着した事業を行っています。

滋賀県における令和9年度を目標とした保険料水準の統一により、保険税率の引上げが必要となります。町国保運営協議会の答申を尊重し、被保険者の負担を軽減することを目的に、財政調整基金を活用して税率を引き上げる予算編成がなされているとともに、税負担の公平化と保険税の収納率の向上を図るため、引き続き収納対策を最重点に努められておられます。

保健事業では、令和5年度に更新された第4期愛荘町国民健康保険特定健康診査等実施計画及び第3期愛荘町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、医療費の抑制、健康寿命の延伸のため、特定健康診査の受診率の向上等の啓発や特定健診指導の充実に努められています。

今後も、被保険者への医療費の抑制に向け、基金を活用した事業を進めていただくとともに、安定した事業運営と財政運営の健全化に努めていただき、未就学児に係る均等割課税制度の廃止など、国に対しての要望事項については、県や町村会を通じ、実現に向けて取り組まれることを求める、本予算の認定について賛成するものです。

議員各位におかれましても、御理解いただき、御賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（森野 隆君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立多数です。よって、議案第17号 令和7年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和7年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。議案第18号 令和7年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算に反対を表明します。

後期高齢者医療事業への加入者は、当然増えているわけです。その大半の加入者は、年金生活者です。上がらない年金額に所得割、約1割の課税、それに加えて4万8,600円の均等割、加入者一人一人の課税です。また、それに加えて介護保険料負担、75歳以上の高齢者にこれだけの負担を求めて、自力では老後の生活はできなくなり、我が子が不安を持つのは当然、こうした社会になっている。

国などの政を進める人は、現役世代に、高齢化による社会保険制度への負担を減らさなければならないと言い続けています。今まで子供が親の世話をするのは当たり前と言われていました。それは農業を中心とした地域の基盤があったからです。地域経済がそうした状況を、地域を守る、こうした状況をつくっていたからです。高齢者は働いても収入は増えない現役世代の生活を理解しています。ですから、自らを守り、地域の協力をを行うために、ささやかな貯金を取り崩して地域を守り、我が身を守っているというのが現状です。

町長は、この3月定例会の提案趣旨説明で、新自由主義の資本主義経済を言われました。新自由主義の資本主義は、格差を広げる。分断を持ち込み、国民の生活をより一層厳しくしていく経済活動を意味します。人間の自由を奪うだけでなく、その活動は、地球環境を破壊していく、こうした経済活動になっています。

私はこうした新自由主義、資本主義経済は、やはり地球そのものの存在を脅かす、こうした経済活動だという、この認識を町長が持たれていないことに非常に残念に思う、しかもこれを美化、追従することは、町民の生活を脅かす、こうした哲学になつていくということも指摘して、反対討論といたします。

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 10番、河村善一。議案第18号 令和7年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の承認に賛成する立場から討論を行います。

平成20年4月より、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、世代間の負担の公平化及び財政運営の責任の明確化と安定化を目的とした後期高齢者医療制度が創設されました。国では、令和6年度に第9期、令和6年度、令和7年度の保険料率を全世代対応型の持続可能な社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の改正により、後期高齢者世代制度が、出産一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入することで、子育てを全世代で支援する仕組みを構築するとともに、現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者医療における高齢者の保険料負担割合等が見直されました。

このことにより、第8期の保険料率に比べ上昇しますが、令和7年度まで続く被保険者の増加、医療費の増加等によるもので、やむを得ない状況であります。所得が一定以上の人には、保険料の軽減率を講じ、被保険者に寄り添った制度を目指してこられた状況です。

引き続き、滋賀県後期高齢者医療広域連合と一層の連携を図ることで、高齢者が安心して医療を受けられる医療制度の充実と事業の円滑な執行に資するための予算が計上されているものであり、本予算の承認について賛成するものです。

議員各位におかれましても、御理解いただき、賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（森野 隆君） これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立多数です。よって、議案第18号 令和7年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和7年度愛荘町介護保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。議案第19号 令和7年度愛荘町介護保険

事業特別会計予算について反対を行います。

最期は住み慣れた自宅でのみとりを、このテーマに介護保険制度を進めてこられたと受け止めています。だからこそ、我が町も介護で家族に迷惑をかけたくない、いつまでも健康でいたいと願う町民に寄り添って、介護保険制度、そして福祉事業を進めているところです。

その願いに応えるには、訪問介護事業は欠かせません。しかし、国は介護制度を当初の設置目的から大きく後退させ、また、介護事業者への支援も削減をしてきています。時代の変化に伴い、2世代、3世代の同居が当然の時代とは違ってきているわけです。だからこそ、訪問介護制度がしっかりと位置づけられていなければ、現役世代への負担は必然と押しつけられ、介護離職者をつくり出し、家族の崩壊を招くおそれなど、生活も守れなくなっています。

町民に身近な行政は、小さな地域経済を維持するため、住民と密着した介護保険制度を望んでいます。しかし、社会保障制度に必要な費用をそのパイの中で収めようとする政府の在り方が鋭く問われなければなりません。地域の介護活動で、我が町で大切に位置づけられなければならないことは、地域を支える人材を支える訪問介護制度です。我が町に必要な介護制度の在り方を政府に求め続けることを訴えて反対討論といたします。

**○議長（森野 隆君）** 次に、賛成討論はありますか。10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** 10番、河村善一。議案第19号 令和7年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の承認に賛成する立場から討論を行います。

令和7年度は第9期計画による制度運用の中間期になります。超高齢社会を見据え、介護を必要とする状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで送ることができるよう、高齢者を地域で支える仕組みである地域包括ケアシステムのさらなる推進を目指し、創意と工夫で各種施策を設定され、来年度も健康づくりや認知症対策などの介護予防の取組が充実しています。基金運用についても、堅実に積立てを行い、現世代から高年の世代へ介護保険料が急激に上昇しないよう、バトンが渡せる慎重な取扱いをされています。

以上の積極的かつ慎重な特別会計の運用を前年度から積み重ね、令和7年度当初予算を編成されております。今後も介護の必要な方への確実な支援の浸透、定着と地域共生社会のコンセプトをしっかりと取り入れた介護予防事業の取組に期待するところ

です。町の現状に即し、課題を解決できる予算として計上したものとして、承認について賛成するものです。

議員各位におかれましても、御理解いただき、御賛同をお願いし、討論を終わります。

**○議長（森野 隆君）** これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（森野 隆君）** 起立多数です。よって、議案第19号 令和7年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（森野 隆君）** 日程第9、議案第20号 令和7年度愛荘町下水道事業会計予算は、総務産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。

総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、村西委員長。

〔総務産業建設常任委員長 村西作雄君登壇〕

**○総務産業建設常任委員長（村西作雄君）** 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和7年3月21日愛荘町議会議長、森野 隆様。総務産業建設常任委員会委員長、村西作雄。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会議規則第77条の規定により報告します。

- 1、審査結果。議案第20号 令和7年度愛荘町下水道事業会計予算を原案可決。
- 2、審査経過。3月7日に総務産業建設常任委員会委員7名の出席のもと、審査を行いました。

質疑の主なものは、地方債に対する交付税措置について。埼玉県の下水管陥没事故を受けて、当町における調査について。マンホールポンプの更新の方針についてであります。また、討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で、議案第20号 令

和7年度愛荘町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（森野 隆君） 委員長報告を終わります。

これより議案第20号 令和7年度愛荘町下水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。これより議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立全員であります。よって、議案第20号 令和7年度愛荘町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（森野 隆君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時58分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 先ほど、私が反対討論の中で、滋賀県の学習力が全国平均よりも低く、愛荘町は県内では最下位だと申し上げましたが、抗議を受けましたので訂正をいたします。愛荘町は県内でも最下位値であります。順位は公表されていないので、一番下から何番目か分からず。ただし、低いことには間違いないという具合に取りまとめをしておりまして、ここに資料がございます。

---

○議長（森野 隆君） お諮りします。ただいま議案16件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案16件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

### ◎同意第14号の上程、説明、採決

○議長（森野 隆君） 追加日程第1、同意第14号 愛荘町教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（有村国知君） それでは、追加提案させていただきました同意第14号 愛荘町教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについてを説明させていただきます。

今回、教育長の任命について議会の同意をお願いするものです。

氏名、徳田 寿。

住所、生年月日は議案書記載のとおりであります。

徳田氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

同氏は、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有し、特に教育に対する意識が高く、教育行政の経験豊富な方であります。また、平成31年4月2日より教育長としてお願いし、今回も引き続き教育長として3期目をお願いするものです。愛荘町の教育長として適任でありますので、何とぞ御同意を頂きますよう、よろしくお願いします。

なお、任期は令和7年4月2日から3年間となります。

○議長（森野 隆君） 本案は愛荘町議会申合せ事項第3条、人事案件に基づき、質疑、討論を省略しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより同意第14号を採決します。本案を同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立全員であります。よって、同意第14号 愛荘町教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについては、同意することに決定しました。

---

### ◎議案第22号～議案第23号の上程、説明、採決

○議長（森野 隆君） 追加日程第2、議案第22号 愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例から追加日程第3、議案第23号 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例までを一括議題にし、質疑、討論、採決、それぞれを一括で行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認め、質疑、討論、採決それぞれを一括で行います。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） それでは、議案書の2ページをお願いをいたします。議案書の2ページでございます。

議案第22号 愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出するものでございます。説明につきましては、議案説明資料をお願いをいたします。1ページでございます。

改正する理由。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

条例の要旨でございます。3つございます。

1点目、時間外勤務制限の対象となる子の範囲の拡大（第8条の4）となります。

改正前が「3歳に満たない子のある職員」、改正後については、「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」。

2点目でございます。「配偶者等」の説明（第15条）。第18条の2、第1項（新設）の「配偶者等」についての説明を第15条に加える。

3点目、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備（第18条の2及び第18条の3）（新設）。介護を必要とする状況に至ったことを職員が申し出た場合、仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知と意向確認。職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期（40歳に達した日の属する年度）の情報提供、研修等の

開催や相談窓口の新設など、職場環境の整備。

施行期日につきましては、令和7年4月1日からとなってございます。

続きまして、議案第23号の御説明をさせていただきます。議案書のほうの4ページをお願いをいたします。

議案第23号 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出するものでございます。説明につきましては、説明資料の5ページをお願いをいたします。

議案第23号、改正する理由でございます。育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

条例の要旨でございます。

第18条（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての愛荘町職員の給与に関する条例の特例）。愛荘町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、第18条表中の一部を改正するもの。「第12条から第14条の2まで」を「第12条、第13条及び第14条の3」に改める。「第13条から第14条の2まで」を「第13条及び第14条の3」に改める。

第20条（部分休業の承認）。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、第20条の一部を改正するものでございます。

「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改めるものでございます。

施行期日については、令和7年4月1日からとなってございます。

6から7ページについては、新旧対照表となってございます。

以上、説明とさせていただきます。

**○議長（森野 隆君）** これより議案第22号から議案第23号までの一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 質疑なしと認めます。

これより議案第22号から議案第23号までの一括討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号から議案第23号までを一括採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立全員であります。よって、議案第22号 愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例から議案第23号 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例までは、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 追加日程第4、議案第24号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） それでは、議案書の5ページをお願いをいたします。5ページでございます。

議案第24号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出するものでございます。

説明につきましては、議案説明資料の8ページをお願いをいたします。

改正の理由でございます。愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例に規定する監査委員の報酬額について、県内6町で比較すると、当町は、代表監査委員（識見）の報酬額が2番目に低く、議会選出の監査委員の報酬額は3番目に低いものとなってございます。職務内容は6町で大きく変わらないものの、監査委員に審議いただく住民監査請求の件数は令和6年度当町が突出して多い状況となってございます。

全国町村監査委員協議会において、監査の充実を期するため、必要な監査委員費を確保し、監査委員の職務にふさわしい報酬とするよう示されているところであります、住民監査請求の審査については、年度ごとに状況が変わることから、監査委員の出役数

に応じ、日額で報酬を支払うよう改正するものです。

また、代表監査委員（識見）について、現状資格の有無によって報酬額が異なっていますけれども、資格の有無によって監査内容（結果）が変わることはなく、地方公共団体全般における識見が必要となることは共通しています。監査委員事務局は、事前の調査を実施するなど、監査委員を補助する体制を構築していることから、資格の有無による報酬額の規定をなくすものといたします。

要旨でございます。

監査委員報酬。議会、現行年額12万円を改正案日額8,000円、識見年額18万円を日額1万円に、識見（有資格者）年額60万円を改正後、削る。

施行期日、令和7年4月1日からとさせていただきます。

9ページから11ページについては、新旧対照表となってございます。

説明とさせていただきます。御審議よろしくお願ひいたします。

**○議長（森野 隆君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番。今、説明があったように、各6町の状況をつかませていただきました。それで、識見のうち有資格者の60万円を削るという根拠を、執権を有しているからと、特段監査が変わるものではないという説明があったと思うんです。有資格者は変わらうが変わるまいが、有資格、要するに国家資格やら持っている者は、それ相応の対価というものは全てにおいてあるわけで、これで見ると、そういう有資格者は要請しないと、監査委員に、ということに結びついてしまいます。

有資格者だから監査の内容が大きく変化するものではない。要するに、識見を有する者で十分事足りると。しかし、他町は大きな金額を払っています、識見を有する者に。

今の説明の整合性がもうひとつ。というのは、同じことだと思うんです。事務局がその監査の準備をする。しているから、特段、監査に識見が云々とか、有資格が云々ということにはならないような説明だったと思うんですが、そこはよその6町全部同じだと思うんです、条件は。ですから、改めて有資格者は有資格者として置いておくほうがいいのではないか。

ただ、金額は正直言って、それは聞き取りが必要だとは思いますが、それで十分識見を有するだけの対応で十分なのか。やはり、日給に変更されたところで1万円と8,

000円ですが、今は監査請求が提出されたり、そういう状況によって変化する。変化するから日給に変えたのであって、確実に18万が保障されるのかどうかということにも、やはりガイドラインですわね。最低限のガイドラインが保障されるのかどうか。そういうところも聞かせていただきたいと思います。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） まず、有資格者の件でございますけれども、地方自治法にも書かれておりますけれども、基本、監査委員につきましては、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する者から選任するということになってございますので、必ずしも有資格者について、それが該当するものではないというふうに思っておりますし、それと事務局の体制の強化という部分が全国の町村の監査委員協議会でも決議されている案件なんですけれども、事前に調査をしっかりと事務局のほうでして、そういった部分も含めて監査をサポートするという部分についても重要なというふうに思いますので、そういうところも含めて今回の改正というふうになってございます。

それと、報酬ですけれども、今現在、識見を有する者については、年額18万となってございます。年間を通して、大体、県の協議会の出張も含めてですけれども、毎月の定例監査と決算審査ございます。そういうのが大体21日ぐらいございますので、その辺のカバーはしているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 年額12万が8,000円、識見の18万が1万円になった根拠を教えてください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） これも細かな話で申し訳ないんですけれども、地方自治法におきまして、監査委員に報酬を支給することについてうたわれているところで、報酬はその勤務日数に応じてこれを支給するということ。ただし、条例で特別の定めをした場合についてはこの限りでないというふうになってございます。基本的に日数と、勤務日数に応じてというところがそうなんですけれども、1万8,000円にさせていただいた根拠につきましては、他市町の状況等を鑑みまして、金額のほうを算定をさせていただいております。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 日額8,000円と1万円にして、これ、もし行政側で何らかのミスがあってこの日監査できなくて30分だけ来たといつても、8,000円と1万円は支払われるということですよね、日額となっていたら。行政側で誰かが病気でこのときにできないとかあったときでも、日額は払われるんですよね、来たら。30分で帰ろうが。そういう認識でいいんですね。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 監査委員の報酬だけではなくて、他の報酬も全て同じ考え方と思うんですけれども、基本的に、当町のほうに出役、出勤していく場合につきましては対象になるというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 本案に対して反対の立場から討論をさせていただきます。

近年、愛荘町では監査請求が度々多く出ております。それら全て監査委員の中で棄却をされております。その棄却によって、紛争や裁判にまで持ち込まれる場合が発生しております。これはしっかりと有資格者、弁護士なりそういう立場の方が監査委員の中で判断をされていないからだと思います。私は、有資格者も日額において付け加えるべきだと思います。

だから、この提出案に対しては反対をいたします。皆さん、現在の状況をよく鑑み、御賛同をお願いをいたします。

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立多数です。よって、議案第24号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案の

とおり可決されました。

---

### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 追加日程第5、議案第25号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） それでは、議案書のほうの6ページをお願いをいたします。6ページでございます。

議案第25号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出するものでございます。

説明につきましては、議案説明資料の12ページをお願いいたします。

改正する理由でございます。人事院勧告に基づき、令和6年12月25日に公布された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じて関係する条例の一部を改正するものでございます。

条例の要旨でございます。5つございます。

まず1点目でございます。俸給表の見直し。若手、中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善するため、俸給表を改定し、3級以上の俸給の最低水準を最大3万5,000円引き上げるものでございます。

なお、改定に伴い、切替日（令和7年4月1日）の前日から引き続き在職する職員の新俸給表での号俸は、旧俸給表での号俸に応じて付則別表に定める号俸とするものでございます。

2点目、扶養手当の見直しです。配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当を1万3,000円に引き上げるものでございます。ただし、2年間で段階的に実施するため、令和7年度については配偶者に係る手当は3,000円、子に係る手当については1万1,500円とするものでございます。

現行、配偶者6,500円を令和7年度3,000円、令和8年度廃止。現行、子供1万円を令和7年度については1万1,500円、令和8年度については1万3,000円とするものでございます。

3点目、地域手当の支給でございます。地域手当の支給地域が、市町村単位から都道府県単位へ広域化されたことにより、滋賀県は5級地（4%）と定められました。

のことによりまして、令和7年度から令和9年度までの間において、改正に要する原資の状況を踏まえて、地域手当の支給割合を段階的に引き上げることとし、令和7年度の支給割合は2%とするものでございます。

4点目、通勤手当の上限の見直し。支給限度額を5万5,000円としていましたが、新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給できることとし、支給限度額を15万円に引き上げるものでございます。

最後、管理職特別手当の支給対象拡大。平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大するもので、現行午前零時から午前5時を、改正後といたしまして、午後10時から午前5時とするものでございます。

施行期日については、令和7年4月1日からとなってございます。

13ページから34ページまでが新旧対照表でございます。

御審議よろしくお願ひいたします。

**○議長（森野 隆君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江。議案第25号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対し反対を表明します。

議案中のほとんどの改正には賛成します。子に係る扶養手当の段階的な引上げについても、賃上げにつながるものとして賛成します。しかし、配偶者に係る扶養手当の段階的な廃止には反対です。

令和6年8月8日、人事院は勧告に伴う文書の中で、扶養手当について、民間企業において、配偶者の働き方に中立となるよう、配偶者手当の見直しが進められてきている状況や、近年官民ともに配偶者に係る手当が縮小傾向にあることなどを踏まえ、配偶者に係る手当を廃止するとともに、子に係る手当を増額すると述べています。

配偶者の扶養手当がなく、子供だけの扶養手当なら賃上げになりますが、子供がなく、配偶者だけの扶養手当の場合は明らかに賃下げにつながります。子供の扶養手当と配偶者の扶養手当は連動させるのではなく、別々に考えることが大切ではないかということを訴えまして、反対討論といたします。

**○議長（森野 隆君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立多数です。よって、議案第25号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 追加日程第6、議案第26号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） それでは、議案書19ページ、議案第26号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、改正の趣旨、御説明をさせていただきます。

説明資料35ページをお願いいたします。

改正の理由といたしまして、消防団員等が消防作業等に従事し、死亡、負傷、疾病にかかる等した場合の損害補償額の基準は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に従い、本条例において定めております。

今般、国において当該政令が改正されたことを受け、補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨につきましては、別表第1、補償基礎額表を記載のとおり改め、条例第5条第2項第2号の文中の最低額9,100円を9,700円に、最高額1万4,200円を1万4,500円に改めるものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日から施行するもので、経過措置につきましては、議案書第2項のとおりでございます。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立全員であります。よって、議案第26号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第27号～議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 追加日程第7、議案第27号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から追加日程第8、議案第28号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までを一括議題にし、質疑、討論、採決、それぞれを一括で行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認め、質疑、討論、採決それぞれを一括で行います。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） それでは、議案書の21ページをお開きください。

議案第27号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出するものでございます。

それでは、議案説明書の39ページをお願いいたします。39ページとなります。

改正の理由でございます。

安心して子供が預けられるための体制整備として、満3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準の見直し及び栄養士法の改正に伴う栄養士の配置基準を見直し、地域型保育事業所について、連携基準の緩和について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、同基準の規定を参照して定めています愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例について、同基準と同様の改正を行うものでございます。

条例の要旨でございます。3つございます。

1つ目、保育士・保育従事者の配置基準については、満3歳以上満4歳未満の児童おおむね20人につき1人以上をおおむね15人につき1人以上に、満4歳以上の児童おおむね30人につき1人以上をおおむね25人につき1人以上と改正し、2つ目、管理栄養士の追加については、食事の提供の特例について、管理栄養士を加え、3つ目、連携施設の確保の特例については、家庭的保育事業者等の保育所、幼稚園または認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については、保育園、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とするものです。

また、代替保育については、町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であることと認めた場合においては、連携施設の確保を不要とすることを可能とするもので、連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を5年間延長するものでございます。

施行期日については、令和7年4月1日からでございます。ただし、付則第3条の改正規定は、公布の日からの施行とするものです。

40ページから46ページについては新旧対照表となっております。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案書の23ページをお開きください。23ページでございます。

議案第28号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出するものでございます。

それでは、議案説明資料の47ページをお願いいたします。47ページでございます。

改正の理由でございます。地域型保育事業所の連携基準の緩和について、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、同基準の規定を参照して定めている愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、同基準と同様の改正を行うものでございます。

条例の要旨でございます。

特定地域型保育事業者が保育所、幼稚園または認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については、保育所、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とし、代替保育については、町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とすることを可能とするもので、連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を5年間延長するものでございます。

施行期日については、令和7年4月1日からとするものです。ただし、付則第5条の改正規定は、公布の日からの施行とするものでございます。

48ページから52ページは新旧対照表となっております。

以上説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

**○議長（森野 隆君）** これより議案第27号から議案第28号までの一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 質疑なしと認めます。

これより議案第27号から議案第28号までの一括討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江。議案第27号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第28号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に対して反対を表明します。

議案27号では、保育士、保育事業者の配置基準について、子供の命が守られる手厚い基準に改正されるものであり、賛成します。また、管理栄養士の追加についても賛成です。

しかし、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年間延長して15年とする内容については反対します。愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の第41条に、「特定地域型保育事業者は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、および必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園または保育所を適切に確保しなければならない」と定められています。

特定地域型保育事業者とは、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業内保育事業の事業者ですが、第41条では、居宅訪問型保育事業を行うものを除いています。この条例の中にあるように、「ねばならない」とは絶対に必要を意味するのに、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年間延長して15年間にすることは明らかな規制緩和であることを訴えまして、反対討論といたします。

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで討論を終わります。

これより議案第27号から議案第28号までを一括採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立多数です。よって、議案第27号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から議案第28号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までは、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 追加日程第9、議案第29号 愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（杉本基治郎君） 議案書の 25 ページ及び説明資料の 53 ページをお開き願います。まず、議案書の 25 ページでございます。

議案第 29 号 愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出するものでございます。

次に、説明資料の 53 ページのほうをお願いいたします。一部改正の理由でございます。

愛荘町こども家庭センターの設置に伴い、関係課の分掌事務を改正するものでございます。

条例の要旨でございます。

健康推進課の分掌事務から子育て世代包括支援センターに関するのを削除し、子ども支援課の分掌事務にこども家庭センターに関するのを加えるものでございます。

施行期日につきましては、令和 7 年 4 月 1 日からでございます。

なお、54 ページは新旧対照表となってございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 9番、外川善正。理解できていない部分があるのかもわかりませんので、確認の意味も込めて質問させていただきます。

今、副町長が御説明されました組織の一部、変更なんですけど、説明資料にもありますように、54 ページに健康推進課に子育て世代包括支援センターが現在設置されております。それが、今度は子ども支援課のほうへ移るわけですね。そして、子ども支援課のほうに、その中を包含してこども家庭センターが関することを設置しますということなんんですけど、これ、この前の教育民生常任委員会の中で見た漫画が、私、イメージがちょっと。

なぜかというと、家庭センターというのが真ん中にあって、子供支援センターと健康推進課というのが両脇にあります。そこに両脇にかかって、家庭センターというのは書いておったんです。だから、家庭センターは単独かなと思っておったら、全く子ども支援課のほうへ入ってしまうわけです、この絵でいくと。ということは、それに伴って業務が移動します。そうすれば、健康推進課でやっておられた業務が子ども支

援課のほうへ行きます。新たにといふていいのか分からんけど、家庭センターの業務が子ども支援課の中に入ります。

その業務の内容を若干見ていると、令和6年度のほうでは、両方の子供支援センターと虐待のほうを金額を足し込むと、大体1,000万ぐらいで今年度はやっておられたと。でも、7年度については、その額が1,800万円に膨れ上がります。それは充実させるためのことかもわかりませんが、そこで、従来やっていた健康推進センターの業務が家庭センターのほうへ行く。そのときに、新しい組織と言うてええのかどうか分かりませんけど、組織が変更するときには、当然、人、物、金というものはついて回ります。だから、健康推進センターで業務を削るということは、健康推進センターのほうで、何らかの人員の異動があるはずです。それが、何名行くか分かりませんけど、子ども支援課のほうへ。

そして、6年度と7年度を業務の内容を比較すると、中身を見てみると、金額的に減ってある部分も増えてある部分もあります。けど、トータル的に6年度のほうが1,000万で、7年度のほうが1,800万ということは800万の増がある、約、おおむね倍。そうすれば、業務は何らか増えとるはずではないかなと。だから、動く業務と新たに増える業務があれば、何があったかというのは、主たるものでいいんで、できたら教えていただきたいなというのが質問内容です。関連を含めて言いましたけど、よろしくお願ひします。

**○議長（森野 隆君） 福祉政策監。**

**○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君）** お答え申し上げます。

教育民生常任委員会、あと予算・決算特別委員会のほうでも少し御説明させていただいていたかとは思いますけれども、健康推進課におきまして実施しております母子保健事業の部分を補助額の高い子育て世代包括支援センター事業に置き換えております。そこが450万ほど増額になっておりまして、母子保健事業のほうが、その分700万ぐらいの減額となっているというようなところがまずございますので、先ほど言っていただきましたとおり、両方合わせて1,000万円程度が1,800万円程度にアップするというところについては、そこら辺の誤差が生じているところと存じます。

あと、事業内容についてなんですかと、もともと健康推進課と子ども支援課が

ともに虐待を含め、子供の育ち、子育てについては共同で実施してきております。今回、こども家庭センターというのも保健センターのほうに新しくできました保健センターのほうの相談窓口として設置のほうをさせていただきます。もともと子ども支援課の中にこども家庭センターというのを設置し、相談場所として、保健センターのところにこども家庭センターを設置するものでございます。

大きく内容として変わることにつきましては、前回も説明させていただいておりましたけれども、共に子ども支援課と健康推進課がしております事業を1つにするので、統括支援員というのを設置し、特に虐待についての包括的なアセスメントをさせていただき、俯瞰して物を見て指導していくというものを1名、そちらに専属で配置したいと思っております。

あと、今までからしております教育委員会との連携もより強化にし、様々な団体をつなぐ地域の環境づくり、地域の支援を特に充実させていくものが主となるものでございます。特に健康推進課から子ども支援課のほうに移るものということを御質問いただいたと思うんですけども、主に支援プランの策定、大変なお子様、妊娠中から出産、子育てができるための妊婦さん、そして産婦さん、そして子供たちの支援をする支援プランの策定というのが大きなものになってくるかと思います。今日もしておりますけど、主にそこがこども家庭センターのほうに移行するものと、あと発達障害、産後ケア等々、特に妊婦さん、産婦さんの不安、あるいは子供の発達特性に対しての支援をしていく場所として、こども家庭センターで特に中心的にやっていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） そしたら、再度質問しますけど、健康推進課は1名減になるんですか。センター長になる分が。そこはどうなんですか。

組織は人、物、金というのをきちっとして、自分とこの業務でやらなあかん部分はきちっと把握してなあかんと思うんよ。それがないと、連携は連携でやっていけばいい。けんど、その業務のこれをやらなあかんという責任というのは、業務はどこにあるかいうのを明確にしておくほうが私はいいと思う。それが、業務ミスとかそういうなんが発生しない基やと思う。うちはたくさん業務ミスがありましたけど。

だから、連携と業務を推進していくというのは別の考え方であって、責任を持って

いくために、健康推進課から今、子ども支援課のほうへ業務を移行したときに、健康推進課からは1名の方が行かれるんですか。ということは、子ども支援課でプラス1増えるということ、それでいいですか。

○議長（森野 隆君） 人員の動きですね。総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

今現在、人事異動をやっている途中ということでございますけれども、どこまでお話できるかという部分ございますけれども、基本的にこども家庭センターの所長につきましては、子ども支援課の課長が兼務するというようなところ、それと先ほど統括支援員につきましては、保健師のほうが対応するということになりますけれども、これにつきましても、どちらに所在を置くとは別にしましても、健康推進課との兼務というのがございます。それとセンター員、それについても保健師も考えておりますけれども、それについても兼務ということになってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 端的にまとめさせていただいて、御発言のほうをお願いいたします。9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） ということになりますと、全て兼務ですね。今、そう言われたのと違いますか。兼務やつたらね、業務が異動したら必ず人は動くはずやねん。もうほこがちょっと分かりません。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立全員であります。よって、議案第29号 愛荘町行政組

織条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 追加日程第10、議案第30号 契約の締結につき議決を求ることについてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 議案書の26ページのお開きのほうをお願いいたします。

議案第30号 契約の締結につき議決を求ることについて。

上記の議案を提出するものでございます。

次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

1、契約の目的。令和6年度工事第9号、町道上蚊野下八木線道路改良工事。

2、変更契約の金額。変更前の契約金額5,293万3,100円。変更後の契約金額6,063万6,400円。

3、契約の相手方。住所、滋賀県愛知郡愛荘町愛知川796番地7。氏名、株式会社安田組代表取締役、安田 勉。

なお、説明資料の55ページには工事概要、変更理由、56ページには施工位置図、標準断面図のほうを添付しております。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸

君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森野 隆君） 起立全員であります。よって、議案第30号 契約の締結につき議決を求めるについて、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第31号～議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 追加日程第11、議案第31号 契約の締結につき議決を求めるについてから追加日程第13、議案第33号 契約の締結につき議決を求めるについてまでを一括議題とし、質疑、討論、採決をそれぞれ一括で行うことについて御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（森野 隆君） 異議なしと認め、質疑、討論、採決をそれぞれ一括で行います。

本案について提案理由の説明を求める。図書館長。

○図書館長（三浦寛二君） それでは、議案第31号から第33号まで一括議案として御提出させていただきます。議案書27ページを御覧ください。27ページでございます。

まず、議案第31号 契約の締結につき議決を求めるについて。

上記の議案を提出させていただきます。

契約の締結につき議決を求めるについて。

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

1、契約の目的。令和6年度工事第30号、愛知川図書館長寿命化改修工事（建築）です。

2、契約の方法。一般競争入札。

3、契約の金額。1億5,012万8,000円。

4、契約の相手方。住所、滋賀県彦根市長曾根町9-22、2F。氏名、株式会社秋村組彦根支店支店長、北川由香です。

説明資料のほうの57ページを御覧ください。説明資料57ページでございます。

工事概要につきましては、愛知川図書館及びびんてまりの館長寿命化改修工事の建築に係る工事として、主に消防点検等で指摘を受けている防火設備の更新工事のほか、老朽化の進む屋上外壁等の防水塗装工事等を行うものでございます。

なお、工事期間につきましては、施工箇所が多く、全面休館となることを避けつつ、令和9年1月29日までの工事期間を予定しております。

今年、国スポ・障スポが開催されますが、この期間につきましては休工期間とし、図書館及びびんてまりの館を開館し、全国からの来館者をお迎えする予定でございます。

議案書のほうをおめくりいただきまして、28ページでございます。議案書28ページです。

続きまして、議案第32号 契約の締結につき議決を求めるについて御提出をさせていただきます。

契約の締結につき議決を求めるについて。

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものです。

1、契約の目的。令和6年度工事第32号、愛知川図書館長寿命化改修工事（給排水冷暖房設備）です。

2、契約の方法は一般競争入札によるもので、3、契約の金額。1億6,731万円。

4、契約の相手方。住所、滋賀県愛知郡愛荘町安孫子249番地。氏名、株式会社湖東工業所代表取締役、上林清作です。

こちらの説明資料につきましては、説明資料59ページ以降に記載をしております。

お戻りいただきまして、最後の案件となります。議案書29ページを御覧ください。

議案書29ページでございます。

議案第33号 契約の締結につき議決を求めるについて。

上記の議案を提出させていただきます。

契約の締結につき議決を求めるについて。

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

- 1、契約の目的。令和6年度工事第33号、愛荘町立図書館LED照明改修工事。
- 2、契約の方法。一般競争入札。
- 3、契約の金額は9,346万7,000円。
- 4、契約の相手方は、住所、滋賀県草津市川原町132番地の4。氏名、株式会社中島電業所代表取締役、中嶋良典です。

説明書のほうは61ページでございます。議案説明書61ページでございます。

こちらのLED化工事につきましては、愛知川図書館、びんてまりの館部分を含むものに加えまして、秦荘図書館につきましてもLED化の対象としております。

なお、LED化工事につきましては、工事期間は令和8年2月27日までを予定をしております。

以上3件、御審議賜りますようお願いをいたします。

**○議長（森野 隆君）** これより議案第31号から議案第33号までの一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 質疑なしと認めます。

これより議案第31号から議案第33号までの一括討論に入ります。まず初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 討論なしと認めます。

これより議案第31号から議案第33号までを一括採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（森野 隆君）** 起立全員であります。よって、議案第31号 契約の締結につき議決を求めるについてから議案第33号 契約の締結につき議決を求めるについてまでは、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（森野 隆君）** 追加日程第14、議案第34号 令和6年度愛荘町一般会計

補正予算（第11号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） それでは、補正予算書、令和6年度をお願いをいたします。1ページでございます。

議案第34号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,156万円を追加をさせていただき、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億7,937万6,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 岁入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費によるものでございます。

上記の議案を提出をします。

次、2ページをお願いをいたします。

第1表の歳入歳出予算補正でございます。

歳入の部からでございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金、補正予算額が84万1,000円の追加。

15款県支出金1項県負担金269万3,000円の追加。

18款繰入金2項基金繰入金1,802万6,000円の追加。

補正合計といたしまして2,156万円とさせていただくもの。

次、3ページの歳出でございます。

上段からでございます。2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、補正予算額が84万1,000円の追加。

3款民生費1項社会福祉費359万2,000円の追加。

8款土木費2項道路橋梁費1,685万4,000円の追加。

12款公債費1項公債費27万3,000円の追加。

補正予算額については、歳入合計と同額となってございます。補正後の予算額といたしまして122億7,937万6,000円とさせていただくものでございます。

続きまして、4ページをお願いをいたします。

第2表 繰越明許費でございまして、2つございます。

2款総務費 3項戸籍住民基本台帳費、事業名といたしまして、戸籍の振り仮名通知書の作成事業で332万5,000円を繰り越すものでございます。

その下、8款土木費 2項道路橋梁費、事業名が町道目加田安孫子線水路改修事業で958万3,000円を繰り越すものでございます。

5ページ以降につきましては、事項別明細書となってございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議よろしくお願ひいたします。

**○議長（森野 隆君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番、澤田源宏君。

**○4番（澤田源宏君）** この除雪のあれで1,685万4,000円追加になっている。この18業者、14自治体というのは分かるんやけど、どういう基準で、このメートルに対して値段をつけてられるのか、自治体も業者も一緒の値段なのか。それと、他市町のとこの単価というか、そういうのは大体一緒なのか、その辺をお聞きします。

**○議長（森野 隆君）** 建設・下水道課長。

**○建設・下水道課長（羽田順行君）** まず、除雪の単価でございますが、建設業者様におきましては、除雪をされる機種が異なりますので、その機種の時間当たりの作業時間に応じた形で金額のほうを計上しまして、お支払いをさせていただいているという状況になっております。

また、自治会様におきましては、延長に対して単価を設けておりますので、その延長を除雪いただいた距離によって単価を掛けてお支払いさせていただいているという状況となっております。

また、除雪の単価の近隣との比較でございますが、こちらのほうにつきましては、県の除雪をされる標準的な単価がございますのに、それに準じてお支払いのほうをさせていただいているという状況になっておりますし、全てが除雪いただいている業者さんでございますが、載ってない機種におきましては、町のほうで独自に単価のほうを設定してお支払いさせていただいているという状況でございますが、おおむね県の単価に準じた形でお支払いをさせていただいているということになっておりますので、他市町ともほぼ変わりなく、その単価のほうはお支払いさせていただいているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） これは県に準じていいんやけど、単価的に業者と自治会つてどれぐらい違ってくるんですか。この距離で100メートル、特殊と違って、事業者が使う車と100メートル自治会がしたら、お金としてどれぐらい違ってくるんですか。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 距離の比較という御質問かなと思うんですが、業者さんのほうにつきましては時間当たりの単価で、自治会さんは延長でのお支払いをさせていただいておりますので、その部分が業者さんのほうにどれだけの延長でどれだけというのは、あくまでも実際に作業いただいた時間に対してのお支払いをさせていただいていますので、比較のほうはしておりませんので、あくまでも業者さんのほうには除雪機械による時間当たりの単価でお支払い、自治会様には延長に対するお支払いという形で区分けのほうをさせていただいているという状況でございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） それやったらそれでいいんやけど、雪の状況にもよるんやけど、私たちのこと、東近江のすぐ、小八木とかすぐもう東近江ですので、この東近江になるときれいに雪が解けている。ほんで愛荘に入ったら、雪はでこぼこになっている。単価が安いのかなと思っただけで、ちゃんとしてほしいさかいに、この業者を増やすなり自治会に単価を上げてこちらもやってもらうとか、そういう考えはないんですか。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） いろいろと御不便をおかけしたということで申し訳なく思っております。

一応、除雪を頂いた後に、当課のほうでパトロール行きまして、もう少し除雪が足りない部分の路線につきましては、また業者さんのほうにお願いをしまして、もう少し空けていただきたいという連絡等もさせていただいております。

ただ、使われる機種であったりとか、あとやり方にもよって、除雪のやり方というのは変わってきてあるのかなというふうに思いますが、できるだけ業者さんのほうにもお願いをして、スムーズな通行が確保できるような形で今後も引き続き除雪のほうをお願いするように、またお話をさせていただきたいなというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 先日、私、除雪の関連ですけども、高額ですのでどういうことですかってお聞きしたときに、回数によってって言われただけなんんですけど、今機種によって違うっておっしゃられたんですけど、この機種によって違うというのはどういうことか説明をお願いします。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 機種によってというのは、除雪いただく建設業者さんが所有されている機種によって単価が異なってくるということで、タイヤショベルであったりとか、あとバックホウであったりとか、除雪ドーザーであったりとか、機種がいろいろとありますので、それによってもちろん単価も変わってきますので、それによってお支払いしている金額が違うということで御説明をさせていただいている状況でございます。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 十分理解はしているんですけども、ただ、機種によって違うというのはどうかなと思うんですけども、同じメーター数なのか同じ出た日なのか、除雪する量によって、範囲によって僕は変わってくるかなと思っていたんですけども、片や大きい機械を持っているから、同じ面積でも、高額というか、単価が上がると。同じ面積ですけども、機種が4トンなのか何トンか分かりませんけど、変わったらまたそこで変わってくるということなんですが、機種によって変わるというか、面積によって変わるものではないんでしょうか。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 県の単価でももちろんこう決まってあるんですが、タイヤショベルであったりとかバックホウ、除雪ドーザ、いろいろと所有されている機械は違うので、除雪を頂くというだけでなく、日常からそういった機械で除雪いただくということに関して、プラスアルファ維持管理費であったりとか、燃料とか、あと機械を運転していただく資格等にもよって変わってきますので、あくまでも機械によって時間当たりの単価が設けられているというふうになっておりますので、それに応じた形でお支払いをさせていただいていると。

議員おっしゃっていただくように、延長とか、面積によってという部分も、そういう考え方もございますが、あくまでもその除雪に関しては、県のほうで統一的な機械

ごとの単価を設けられておりまして、それに応じた形でお支払いもされておられますので、町もそれに準じた形でお支払いをさせているという状況でございます。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） おっしゃられている意味はよく分かりますけれども、あまり理解がしにくいな、県の単価にのっとるからそれに合わせてというのではありませんがいかへんかなと思っているんですけども、燃料費であったりしても、普通の車でも燃料がかかる車であったら、燃料のかからない車に乗ったりとかするのは、その企業、あるいは個人個人の考え方やと思っているんですけども、何か面積とか範囲で変わるもんやと思ったんですけども。いい重機を使ったら、その部分高くなるというんだったら、何か合点いかへんんですけど、合点いかないまま聞いておきますわ。ありがとうございます。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） 当経営戦略課のほうでも、公共施設のほう、同じ業者さんのほうで除雪をしていただいておりますので、その部分の補足的にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、大きい機械をお持ち、小さい機械をお持ち、同じ面積のところを比較した場合、同じ面積のところをやって、大きい機械は大きい機械なりの能力がありますので、時間は早く終わります。そして小さい機械はそこそこ時間がかかるというところで、今も建設・下水道課長申し上げましたように、時間数にも応じた部分でのお支払いとなっておりますので、大きい、短い時間の部分は少し単価が高いけども、短い時間でというところ、そして小さい機械については、少し低い額であっても時間数が多いというところでの価格差という中での整合性を少し取るような形となっておりますので、御理解賜りますようお願いします。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 時間でいうたら、下手なもんが乗って、時間かかるって、一緒やろ、ええ車に乗ろうが。車でも何でも、こんな初心者と全然違うで、こんな時間でいうたら。こんな、基準が何かおかしいと思うけどね。素人を乗せておきや、大きいの、素人でおまえ乗っておけやというて、時間かかったらようさんもらえるがなって、そういう理屈になるんでしょう、結局。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） オペレーターさんの技術的な部分で時間かかるとか、かからないとかという御質問だったというふうに思いますが、あくまでも町のほうで時間当たりの単価というのは、機種ごとで、標準的な時間として1時間当たりの単価を出させてもらっておりますので、それに準じた形で業者さんのほうも除雪を頂いているという状況になっております。

先ほどの仕上がりの部分であったりとか、そういうところにもつながってくるのかなと思いますが、そういうところもしっかりと今後、業者さんのほうとも連携をしていきながらできるだけ速やかな形で仕上がりがいいというか、しっかりと、誰が見てもしていただいたなという形で除雪いただけるような指導というか、お願いをしながら、今後も進めていきたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立全員であります。よって、議案第34号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 追加日程第15、議案第35号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第6号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第6号）に

について御説明をさせていただきます。

議案書の 9 ページをお開きください。 9 ページになります。

令和 6 年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 359 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6,534 万円とするものです。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 岁入歳出予算補正によるものです。

上記の議案を提出いたします。

次のページ、10 ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。2 款繰入金 1 項一般会計繰入金 359 万 2,000 円を追加し、補正後予算額 2 億 6,534 万円とするものでございます。

続いて、11 ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

2 款広域連合納付金 1 項広域連合納付金 359 万 2,000 円を追加し、補正後予算額 2 億 6,534 万円とするものでございます。

12 ページから 15 ページは事項別明細書となっております。

以上、説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（森野 隆君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（森野 隆君）** 討論なしと認めます。これより議案第 35 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立全員であります。よって、議案第35号 令和6年度愛莊町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 追加日程第16、議案第36号 令和7年度愛莊町一般会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） それでは、補正予算書（令和7年度）を御覧いただきたいと思います。

議案第36号 令和7年度愛莊町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,846万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億7,846万3,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 岁入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表 地方債補正による。

上記の議案を提出するものでございます。

予算書の2ページをお願いをいたします。

第1表 岁入歳出予算補正。

歳入でございます。14款国庫支出金2項国庫補助金、補正予算額を2,794万1,000円追加するもの。その下、18款繰入金2項基金繰入金2,562万2,000円の追加。21款町債、1項町債、1億9,490万円の追加。補正合計が2億4,846万3,000円の追加となるものでございます。

続きまして、3ページをお願いをいたします。

歳出の部でございます。

2款総務費1項総務管理費、補正予算額が2,515万1,000円の追加。その下、

3項戸籍住民基本台帳費84万1,000円の減額。3款民生費2項児童福祉費、補正額が115万円の追加。6款農林水産業費1項農業費639万円の追加。10款教育費5項社会教育費で2億1,661万3,000円の追加。

歳入歳出とも、2億4,846万3,000円の追加で、補正後の予算額といたしまして、117億7,846万3,000円とするものでございます。

続きまして、4ページでございます。

第2表 債務負担行為の補正。1、追加。事項といたしまして、ハーティーセンタ一秦荘長寿命化改修工事で、期間が令和8年度、限度額が5億8,784万3,000円とするものでございます。

続いて、5ページでございます。

第3表 地方債の補正。1、変更。起債の目的といたしまして、公共施設等適正管理推進事業債（教育）でございます。

補正前額が、限度額といたしまして2億3,130万を、補正後といたしまして、限度額を4億2,620万円。合計額、補正前額を10億490万円、補正後の合計といたしまして11億9,980万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

6ページ以降については、事項別明細書となってございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。これより議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立全員であります。よって、議案第36号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（森野 隆君） お諮りします。ただいま議提4件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、議提4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

### ◎議提第2号～議提第4号の上程、説明、採決

○議長（森野 隆君） 追加日程第1、議提第2号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてから追加日程第3、議提第4号 広報常任委員会閉会中の継続調査についてまでを一括議題とします。

各常任委員会委員長より、閉会中も継続調査に付したいという旨の申出があります。閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、議提第2号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について、議提第3号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について、議提第4号 広報常任委員会閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査に付することに決定しました。

---

### ◎議提第5号の上程、説明、採決

○議長（森野 隆君） 追加日程第4、議提第5号 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、議提第5号 議員派遣については、お手元に配付した議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（森野 隆君） これで本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

---

## ◎町長挨拶

- 議長（森野 隆君） 町長、閉会挨拶。
- 町長（有村国知君） 令和7年3月愛荘町議会定例会の閉会に当たり、御挨拶申上げます。

今議会に提案させていただきました人事案件14件、承認案件1件、条例案件16件、契約議決案件4件、路線認定案件1件、令和6年度補正予算案件8件、令和7年度当初予算及び補正予算案件7件の計51件につきまして、御議決を頂き、誠にありがとうございました。

なお、令和7年度当初予算におきまして、庁舎等管理事業のうち、本庁舎東側駐車場整備工事に係る予算が減額修正となりましたことは、議会における御判断でありますので、今後も議員の方々の御意見をよりお教えいただき、事業化に向けた調整を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

愛荘町の将来に向けて重要な令和7年度事業については、年度当初からの着実かつ迅速な執行に努めてまいるとともに、総合計画に掲げる重点戦略プロジェクトのアクションプランとなる第3期愛荘町みらい創生戦略に基づく「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」の3つの柱を軸に、令和7年度に重点的に取り組む施策とさせていただいたところです。愛荘町の将来にわたる持続的な発展のために重要な各種事業につきましても、着実に取り組んでまいります。

また、令和7年度は町制施行20周年の節目となるため、「きずな」をテーマに、これまでの20年の町の歩みを振り返り、未来へと新たな一歩を踏み出す記念式典の開催のほか、1年を通じて各種の記念事業をさせていただきます。

さらに、国スポ・障スポ大会も開催されますが、10月の本大会に向けての準備をしっかりと整えていくとともに、全国からたくさんの方が当町を訪れていただくことになりますので、町の魅力など愛荘町らしさを全国に発信できる絶好のチャンスと捉え、心に届く町ならではのおもてなしができるよう、町一丸で取り組んでまいります。

今後とも議員の皆様をはじめ、住民の皆様には町の発展に向けて一層のお力添えをお願いしますとともに、皆様の御健康と御多幸、そしてますますの御活躍を心から御祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森野 隆君） これをもって、令和7年3月愛荘町議会定例会を閉じます。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後0時37分

上記会議の次第は事務局長 森 まゆみの記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議 会 議 員 6 番

令和 年 月 日 議 会 議 員 7 番